

小松島市議会議員一般選挙は

不在者投票制度（書類の請求が必要です）

仕事や旅行などで、選挙期間中、小松島市以外に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

（※選挙期日には選挙権を有するが、期日前に投票を行おうとする日には、まだ選挙権を有しない方の場合も、例外的に不在者投票をすることができます。）

①滞在地の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

②指定病院等における不在者投票

③郵便等による不在者投票

※【③の対象者】身体に重度の障がいがあるなど自宅療養中のため外出が困難な人は、障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受け一定の条件に該当すれば要介護状態区分が「要介護5」であれば、事前に申請し「郵便等投票証明書」の交付を受けたうえ、由宅で投票し郵便等により投票用紙を送るなどができます。投票日の4日前までの請求（必着）が必要です。

選挙公報の発行について

候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を発行し、投票日の前日までに市内各世帯に配付するとともに、市役所総合案内、立江公民館、坂野公民館へ備え置きます。

【お問い合わせ先】

市選挙管理委員会事務局（市役所3階）

☎ 32・3807／FAX 32・7011

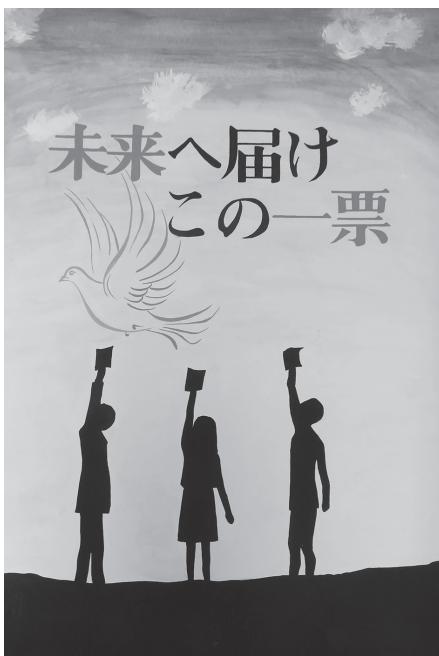
Mail:senkan@city.komatsushima.i-tokushima.jp



大事な投票、忘れずに！

令和4年度

明るい選挙啓発ポスター作品コンクール
中学生の部（県審査）最優秀賞（金賞）作品



ふだんのくらしの中で感じる思いや願いを、私たちの代わりに国や地域で実現してくれる人々を選ぶこと、それが「選挙」です。

よりよくくらしのために、
投票しましょう！

期日前投票は市役所1階ロビーで受付

選挙の当日に次のような事由のいずれかに該当すると見込まれるときは、期日前投票ができます。

○職務や業務に従事する場合

○何らかの用事があつて投票区の区域外に旅行または滞在する場合

○病気や負傷、妊娠などのため歩くことが困難である場合

○天災または悪天候により、投票所に到達することが困難である場合（新型コロナウイルス感染拡大の予防等）

期日前投票ができる期間・場所

■期間 4月17日(月)から22日(土)まで

■時間 午前8時30分から午後8時まで

■場所 市役所1階ロビー

※投票所入場券をご持参ください。

